○北海道開発局告示第五十二号

恵岱別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十三号

月寒川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十四号

望月寒川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十五号

厚別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十六号

産化美唄川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局石狩川開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十七号

雄信内三に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局留萌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

○北海道開発局告示第五十八号

問寒別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局留萌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

北海道開発局長　関　克己

公　告

諸　事　項

特恵関税に関する特定特恵鉱工業産品等の輸入額等の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第32条の規定に基づき、平成21年4月1日から平成22年2月28日までの間における特定特恵鉱工業産品等の輸入額等を次のように公告する。

平成22年3月31日

財務大臣　菅　直人

特定特恵鉱工業産品等の輸入額等

（平成21年4月1日から平成22年2月28日まで）

項名	品目	主な品名	限度額等	輸入額等	単位	係数	備考
1	関税定率法別表（以下この表において「関税率表」という。）第2825・80号に掲げる物品のうち三酸化アンチモン	三酸化アンチモン	2,902,044	736,500	KG	0.0	平成21年6月16日適用停止中華人民共和国
2	関税率表第2849・10号に掲げる物品関税率表第2849・90号に掲げる物品のうち炭化ほう素、炭化ケイ素及び炭化タングステン以外のもの関税率表第2852・00号の2の(3)に掲げる物品のうち水銀の炭化物	カーバイド等	800,248	446,655	千円	0.0	平成21年5月16日適用停止中華人民共和国
3	関税率表第2905・44号に掲げる物品	ソルビトール	1,097,602	518,259	千円	0.2	平成21年7月16日適用停止中華人民共和国平成22年3月16日適用停止タイ
4	関税率表第2906・11号に掲げる物品	メントール	277,897	164,325	千円	0.8	平成21年5月16日適用停止中華人民共和国平成21年10月16日適用停止インド
5	関税率表第2918・14号に掲げる物品	くえん酸	179,773	507,193	千円	0.6	平成21年5月16日適用停止全特恵受益国等
6	関税率表第2918・15号の1に掲げる物品	くえん酸カルシウム	9,844	10,754	千円	0.0	平成21年6月16日適用停止全特恵受益国等